



平成 28 年度 「赤い羽根うなん手のひら募金」 募集要項

1. 目的

「赤い羽根うなん手のひら募金（以下「本事業」という。）」は、雲南市内の支え合う福祉のまちづくりを担う、市内の「がんばる住民福祉活動団体」等が、雲南市共同募金委員会（以下「本会」という。）の支援のもとに、自らが行う活動の趣旨を広く市民に啓発し、市民の理解と共感に基づく募金活動を進めることにより、市民が支える地域福祉活動の振興を図ることを目的に実施します。

※この募金が共同募金会を通じて参加団体の活動資金として助成されます。

2. 参加対象活動の分野

(1) 本事業の対象とする活動は、次のいずれかに該当するものとします。

- ①子育て支援及び児童健全育成に関するもの
- ②高齢者の生活支援及び社会参加の促進に関するもの
- ③障がい者の生活支援及び社会参加の促進に関するもの
- ④その他、地域の課題を解決するためのもの

(2) 次のことは、対象活動から除きます。

- ①営利を目的としたもの
- ②公的制度に基づくもの
- ③活動者の趣味や娯楽の活動であるもの
- ④イベントや行事などの単発的なもの
- ⑤その他、本会会長が適当でないと認めたもの

3. 参加対象団体の要件

本事業に参加する団体は、地域の福祉課題等に取り組むボランティア・市民活動団体等（個人を除く）で、次の要件を満たした団体とします。

- (1) 雲南市内に活動拠点を置き、市内において活動を行っていること
- (2) 単一の地区内に止まらない範囲を対象として活動を行っていること
- (3) 上記「2－(1)」の活動を行うことが主たる目的として結成されていること
- (4) 本事業に積極的に参画し推進すること

◆ボランティア・市民活動団体とは

・ボランティア団体等 ・NPO法人 ・各種福祉団体 など

4. 共同募金運動期間

本事業の共同募金運動期間（以下「運動期間」という。）は、平成29年1月1日から平成29年3月31日までとします。

5. 助成事業期間

平成29年4月1日から平成30年3月31日までとします。

6. 助成対象経費

上記2-(1)の活動に関わる対象経費は次のとおりとします。

- 謝金
- 旅費交通費
- 消耗品費
- 材料費
- 賃借料
- 印刷費
- 通信運搬費
- 備品購入費
- 保険料
- 燃料費
- その他本会会長が必要と認める経費

※原則、消耗品等は雲南市内の業者で購入して下さい。ただし、雲南市内で購入できないものは、その限りではありません。

7. 助成金の額

島根県共同募金会（以下「県共募」という。）を通じて、参加団体が運動期間に募った募金額の全額を助成します。

8. 本事業への参加申込から助成金交付までの流れ

(1) 本事業の参加申込書の提出

募集期間：平成28年8月1日（月）～平成28年9月23日（金）

参加を希望する団体（以下「参加希望団体」という。）は「参加申込書（様式1）」を本会（本所または各支所）に提出してください。

なお、今年度、初めて参加を希望する団体に対しては、合同の説明会及び研修会を行います。

(2) 参加申込内容の審査及び決定通知

審査委員会：平成28年10月13日（木）

提出された申込内容を基に審査委員会を実施します。なお、参加希望団体は、審査委員会に出席し、事業内容及び次のポイントを説明していただきます。

◆審査の主なポイント

- ①事業目的の明確性
 - ・活動の目的が明確か
- ②公益性
 - ・地域の課題解決に向け、有効な活動か
- ③具体性
 - ・計画内容に無理がないか
- ④継続性
 - ・活動が一過性ではなく継続的発展、定着の可能性があるか
- ⑤活動の必要性
 - ・地域のニーズに十分な必要性を持っているといえるか
- ⑥意欲・熱意
 - ・申請等に意欲や熱意が感じられるか など

通知時期：平成 28 年 11 月上旬予定

◆審査結果は、全ての参加希望団体に通知します。

(3) 情報交換会

時期：平成 28 年 11 月 18 日（金）

本事業に参加が決定した団体（以下「参加決定団体」という。）が一堂に会し、本事業の実施に向けて情報交換を行います。なお、情報交換会は合計 3 回を予定し、運動期間中及び運動期間終了後に開催します。

(4) 募金運動期間

募金運動期間：平成 29 年 1 月 1 日（日）～平成 29 年 3 月 31 日（金）

参加決定団体は、1 月 1 日から募金運動を開始します。募金方法は、街頭募金や個人依頼等による募金が想定されます。（本会職員と相談しながら実施します）

なお、募金運動に必要な資材を準備しますので有効に活用してください。

◆例：募金箱・ちらし・のぼり旗・赤い羽根など

また、運動期間に募った募金は、県共募が指定する通帳に送金してください。

◆通帳への最終送金日を 3 月 31 日（金）とします。

(5) 助成事業変更申請書の提出

締切：平成 29 年 4 月下旬

募金実績額により、「助成事業変更申請書（様式 3）」を本会（本所または各支所）に提出してください。

※提出された書類は、再度審査委員会において審査します。

(6) 助成事業の決定及び通知

決定通知：平成 29 年 6 月上旬

助成事業変更申請書を基に、運営委員会において助成事業を決定し、「助成事業決定通知書（様式 4）」を各団体に通知します。

(7) 助成金の申請

助成事業の決定通知を受けた団体は、「助成金交付申請書（様式 5）」を本会（本所または各支所）に提出してください。

(8) 公開報告会・助成金伝達式の開催

期日：平成 29 年 6 月末

本事業に寄せられた募金で実施する福祉活動を寄付者や雲南市民に報告するとともに、助成金を伝達し、福祉活動の一層の充実を図ります。なお、助成金は原則助成金伝達式後に交付します。

9. 募金活動準備金

本事業に初めて参加する参加決定団体に限り、募金活動にかかる必要経費について上限 5 千円を本会が負担します。なお、団体から提出された請求書により本会から業者へ直接支払います。

また、対象経費は、上記「6. 助成対象経費」のとおりです。

締切：平成 29 年 1 月 31 日（火）

10. 助成金の返還

本要項に違反したとき及び次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、助成決定を取消し、助成金の全部または一部の返還を求めることがあります。

- (1) 助成金を指定事業に使用しないもの
- (2) 指定事業の遂行が困難になったとき
- (3) 指定事業を中止したとき
- (4) 助成金に剰余が生じたとき

この助成金は、単年度事業への助成を原則としているため、剰余が生じる場合は県共募に返還しますが、寄付者の思いを尊重し、該当団体が行う翌年度の事業に再助成することとします。なお、助成事業を変更する場合は「助成事業変更申請書【実施事業の変更】(様式7)」を本会(本所または各支所)に提出してください。

ただし、該当団体が翌年度、本事業に参加しない場合、または助成事業を実施しない場合は、本会の一般募金としての取り扱いとします。

11. 助成事業の実施報告

助成事業完了後1か月以内に「助成事業実施報告書(様式8)」を本会(本所または各支所)に提出してください。

12. 共同募金財源の使途明示

助成事業を実施する上で、雲南市民等に対し、様々な手段を用いて、共同募金を財源とした事業であることを明示してください。

13. 積極的な情報発信

本会及び関係機関は、雲南夢ネット(CATV)等の各種媒体を通じて、雲南市民等に対し、積極的な情報発信を行います。

◆情報発信の予定

- ・雲南夢ネット(ニュース・投稿等)
- ・本会ホームページ
- ・各種広報だより
- ・ポスター
- ・ふるさとサポート募金 等

14. その他

本事業を推進する上でのご困りごと等は、本会職員にご相談ください。